

「直販メリットは合意」

地 裁 鶴岡支部 集団訴訟、J A側反論

J A庄内みどり酒田市、阿部茂昭組合長に販売を委託している米生産農家が、同J Aに未払い金の支払いを求めた集団訴訟の口頭弁論が27日、地裁鶴岡支部であった。同J A側が「直販

に増えた。請求総額は合計1500万円。さらに二十数人が第4次提訴を予定しているという。

原告の農家は、米の販売を委託していた同J Aが、個別契約やその他の合意がないにもかかわらず、農家に支払うべき販売代金から「直販メリット」と呼ばれる項目や倉庫利用料などを不当に差し引いたと主張。農家の利益がJ Aに吸収されているとして、未払い金を支払うよう求めている。

J A側は「倉庫使用料は組合員に出す座談会資料に、販売対策費は仮計算書などに記載し、書面への記載がない年でも説明している。その上で継続して販売委託契約を結んでおり、合意はあった。長期間にわたる異議がなかったことや、原告が4500戸ある米生産農家のごく一部であることからも、合意があったといえる」などと主張した。

裁判所側は次回期日までに、いつ、誰との間で、どのような合意が成立したのかを示すよう被告側に求めた。